

米子市中海憩いのテラスにぎわい創出支援補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市中海憩いのテラス（米子市中海憩いのテラス条例（令和8年米子市条例第10号）第2条に規定する米子市中海憩いのテラスをいう。以下同じ。）のにぎわいの創出に資することを目的として、米子市中海憩いのテラスにおいてイベントその他の催物（米子市中海憩いのテラスのにぎわいの創出に寄与すると市長が認めるものに限る。以下「イベント」という。）を主催する者に対し、米子市中海憩いのテラスにぎわい創出支援補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 本補助金の交付の対象となる者は、イベントを主催する者であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (2) 米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条に規定する市税等を滞納し、かつ、その納付について著しく誠実性を欠く者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、前条に定める本補助金の交付の目的（次条第2項第7号及び第11条第1項において「本補助金の交付の目的」という。）に照らし、その交付の対象とすることが適切でないと市長が認める者

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、米子市中海憩いのテラスにおいてイベントを開催する事業であつて、本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月10日までに完了するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するイベントを開催する事業は、本補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- (2) 特定の又は少数の事業者等の営利又は宣伝を目的とするもの
- (3) イベントを主催する者等の主義主張の表明を目的とするもの
- (4) イベントの効果が特定の個人又は団体のみに帰属するもの
- (5) 今後継続的なイベントとして開催する予定がないもの
- (6) イベントの参加者その他の公衆の安全が確保されていないと認められるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本補助金の交付の目的に照らし、その交付の対象とすることが適切でないと市長が認めるもの

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(補助金額)

第5条 本補助金の額は、補助対象経費の額（仕入控除税額（当該補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。）を除く。）から補助対象事業の実施に伴う収

入（本補助金を除く。）の額を控除して得た額に3分の2を乗じて得た額に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。ただし、20万円を限度とする。

（交付申請）

第6条 本補助金の交付の申請をしようとする者は、その交付を受けて実施しようとするイベントを開催する日の20日前までに、米子市中海憩いのテラスにぎわい創出支援補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 米子市中海憩いのテラスにぎわい創出事業実施計画書兼収支予算書（別記様式第2号）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付又は不交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、本補助金を交付するか否かを決定するものとする。

（軽微な変更）

第8条 本補助金の交付の申請に係る規則第11条第1項に規定する市長の定める軽微な変更は、本補助金の増額を伴う変更又は補助対象事業の目的若しくは内容の変更以外の変更とする。

（交付の制限）

第9条 本補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その交付を受けて実施する補助対象事業に係る補助対象経費について、国又は地方公共団体から本補助金以外の補助金、助成金その他の金銭的な助成を受けてはならない。

2 本補助金の交付の決定を受けることができる回数は、一の年度において、一の者につき、1回に限るものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、又は規則第11条第1項の規定により補助対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月10日のいずれか早い日までに、米子市中海憩いのテラスにぎわい創出事業実績報告書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 米子市中海憩いのテラスにぎわい創出事業実施報告書兼収支決算書（別記様式第2号）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（本補助金の支払）

第11条 市長は、前条の規定による報告の内容を確認した結果、補助対象事業が本補助金の交付の目的及び本補助金の交付の決定の内容に適合し、並びに補助対象経費が適正に支出されていると認められる場合は、本補助金の交付の決定の額（規則第11条第1項の規定により本補助金の額の変更に係る承認をした場合は、当該変更後の額）の範囲内で補助対象経費の支払の実績に基づき算定した額の本補助金を、補助事業者に対して支払うものとする。

2 補助事業者は、本補助金の支払の請求をしようとするときは、市長に対し、米子市中海憩いのテラスにぎわい創出支援補助金支払請求書（別記様式第4号）を提出しな

ければならない。

(規定外事項)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 15 日から施行する。

別表（第4条関係）

経費区分	内容	備考
報償費	出演者等に対する謝金、参加記念品の代金等	参加記念品は、来場者のうち不特定多数又は児童を対象として配布するものに限るものとし、参加記念品に係る報償費の上限額は、5万円とする。
旅費	出演者等に対する旅費	交通費及び宿泊費とし、宿泊費については、スケジュール等の都合上やむを得ず宿泊を要する場合に限り、本補助金の交付の対象とする。
消耗品費	事務用品費及びイベント用の消耗品費	景品、食材及び補助対象事業以外の用途に使用することができる認められる備品の購入に係る経費は、本補助金の交付の対象としない。
広告宣伝費	ちらし及びポスターの作成に要する費用その他広告費等	
雑役務費	警備員、アルバイトスタッフ等に係る賃金、保険料等	補助事業者の構成員等に係る賃金は、本補助金の交付の対象としない。
委託費	イベントの運営に係る委託料	(1) 費用の内訳を明らかにしなければならない。 (2) 委託費のうち、参加記念品に係る経費の額は、一の補助対象事業につき5万円（委託費とは別に参加記念品に係る経費を支出する場合は、当該経費との合計額について、5万円）を上限とし、景品及び食材に係る経費は、本補助金の交付の対象としない。
使用料及び賃借料	イベントの会場使用料、会場設営に要する費用及び備品、機材等のレンタル費用	
光熱水費	イベントの運営に係る光熱水費	
その他市長が必要と認める経費		